

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例をここに公布する。

令和8年3月24日

上尾市長

富山 稔

上尾市条例第13号

上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会条例  
(設置)

第1条 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関する方針を策定するため、上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会(以下「審議会」という。)を設置する。  
(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関する方針の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、上尾市西貝塚環境センター及び上尾市健康プラザの令和15年度以降の在り方に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、委嘱された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第37号の次に次の1号を加える。

(37)の2 上尾市西貝塚環境センター・上尾市健康プラザの在り方審議会  
委員

別表37の項の次に次のように加える。

37 の2	上尾市西貝塚環境センター・上尾市 健康プラザの在り方審議会 会長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	--	------------------------

(この条例の失効)

3 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。